

西海市教育委員会（令和7年第6回定例会）会議録

期 日： 令和7年6月30日（月） 午後1時30分開会

場 所： 西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員： 教育長 渡邊 久範
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 田口 春樹
教育総務課 課長 吉浦 和也
課長補佐 山下 健悟、熊本 英哲
主事 荒野 真菜美（書記代理）
学校教育課 課長 高尾 晃
参事 尾畑 幸二
社会教育課 課長 尾崎 淳也
課長補佐 白濱 義晴、森下 直也

傍聴者： なし

1. 開会

○教育長

それでは、令和7年度第6回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。よろしく願います。また会議録は、各委員への事前送付及び指名委員の署名により承認されたものとみなします。

3. 会期決定について

○教育長

次に会期の決定を議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りといたしますが、ご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

続きまして、諸報告を行います。お手元の教育長一般報告6月分をご覧ください。

※以降、下表に基づき報告

月日	曜日	項目
5月23日	金	中堅研西海ブロック実施運営委員会
		副市長退任式
5月24日	土	市中総体視察
5月26日	月	教育委員辞令交付式
5月26日 28日 29日	月 水 木	校長当初面談
5月27日	火	長崎県市町村教育委員会連絡協議会総会及び県市町教育委員会合同研修会
5月29日	木	令和7年度第1回公立公民館連絡会議・懇親会
6月2日	月	西彼青年の家施設運営協議会理事会
6月3日	火	長崎県高等学校総合体育大会 バレーボール決勝 観戦
6月4日	水	令和7年度社会人権・同和教育地区別 研修会
6月6日	金	令和7年度西海市青少年育成協議会総会
6月7日	土	令和7年度土曜学習開講式
6月9日	月	第3回校長会研修会
		国民文化祭西海市実行委員会
6月10日	火	学童傘の贈呈式
6月11日	水	七釜鍾乳洞ロードレース大会実行委員会
6月12日	木	令和7年度西海市戦没者追悼式
6月13日	金	市議会定例会本会議 招集
6月17日 ～20日	火 ～ 金	市議会定例会本会議 一般質問
6月22日	日	第15回西海市文化祭
6月23日	月	市議会定例会本会議 質疑・委員会付託
6月24日	火	第1回学校警察連絡協議会
6月27日	金	市議会定例会本会議 質疑・採決
6月28日	土	令和7年度天正遣欧少年使節ゆかりの地海外派遣事業 旅行説明会

簡単ですけど、以上が6月の一般報告になります。ただいまの報告につきまして

何か質疑等ございますか。

(質問なし)

よろしいでしょうか。それでは、以上で諸報告を終わります。ただいまより議事に入ります。

5. 議事

【日程第1】議案第37号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1、議案第37号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題いたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

議案第37号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」、本議案の提案理由ですが、学校教育に対する多様な要請に応え、信頼される開かれた学校づくりを進めるため、西海市学校運営協議会規則第7条及び第9条の規定に基づき、西海市学校運営協議会委員を、これにつきましては西海市立大瀬戸小学校の委員になりますが、委嘱するものです。なお任期につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとするものです。

コミュニティスクールの委員につきましては先月、一括して提案をしたところではあったんですが、大瀬戸小学校の委員がまだ未選考であるということで保留をしておりましたので、今回提案をしているという形になります。参考条文につきましては、下段のほうに記載をしております。

2ページに具体的な学校運営協議会委員の名簿案を掲載しております。昨年度と比較いたしまして3番、5番及び6番、13番及び14番の方が変更になっております。また、全ての委員の任期が1年更新という形になっております。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第37号の説明がありましたが質疑はありませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第37号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第37号「西海市学校運営協議会委員の委嘱に

ついて」は、原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第38号「西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2、議案第38号「西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

議案第38号「西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」、本議案の提案理由ですが、令和7年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日とするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のほうに掲載しております。

2ページをご覧くださいましてよろしいでしょうか。このいじめ等調査委員会委員につきましては、変更になる委員はございません。任期の更新、2年間の任期の更新のみという形になっております。以上で提案理由の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第38号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい、北島です。一つお伺いしたいのが任期のことですが、7年の3月31日が満了で1日からの案件で、なぜこの6月に提案されているのかなというところ。以前も度々あったんですけども、遅くとも4月中には、委員さんの交代もありませんからですね、諮ってもよかったのかなと思いついて見ましたがいかがでしょうか。

○教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。昨年度を振り返ってみますと、5月の定例教育委員会で提案させていただいた議案になるんですが、今年度、正直申し上げて担当がですね、これを上げるのを失念してたっていうのが一つあります。本来であれば、

遅くても、5月には上げるべきであったなと思っております。申し訳ございませんでした。

○教育長

はい、北島委員。

○北島委員

本来であれば切れる前ですよ。3月ですよ、本来であれば。通常そうです任期というのはですね。だからその本来がちょっとずれてると思ってますんで、今後よろしく願いいたします。

○教育長

今のご指摘のとおり、ほかの委員も含めてですね任期の前に、切れる節目ですね早めに提案をお願いしたいと思います。

教育次長。

○教育次長

はい。今の件で確かに北島がおっしゃるような形の任期前にですね、提案すべきところではあるんですが、例えばこのいじめ等調査委員会のほかにもですね、いろんな委嘱する委員さんが実際いらっしゃいます。そういった方たちの資格要件であったりとか、そういったところ、あるいはその各団体のほうから、推薦をいただくような内容につきましては、どうしてもそれぞれの資格の要件を満たすこと、あるいはその団体のほうで選出をしなければいけないという、そういった期間的なですね、要件も若干出てくるほかの委員さん方もいらっしゃいますので、本来もおっしゃるように任期前に委嘱すべき委嘱案件として提案すべきところなんですが、やはり期限後にですね、どうしても提案をしなければいけない事例もありますので、その点についてはですね、ご了解いただきたいと思っていますところですよ。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

その背景は理解してるつもりでお話ししてるんですが、5月という思い込みがね、その段階である。4月にいろんな人事異動とかであると4月1日にある程度分かってるでしょうから、きちんと進めれば、4月後半には、その人事案件もできるでしょうし、5月までっていうのは、そういった今のおっしゃったほかの委員会も含めてですね、それは十分分かるんですが、もともと5月が任期の交代みたいな言われ方されたのでそれ違うでしょうと。任期というのは、やはり終了前に次の期をあてていかないといけないわけですから、そもそもの認識のところをお願いしたとこ

ろです。よろしく申し上げます。はい、いろんな背景分かってるつもりですんで。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第38号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第38号「西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第39号「西海市結核対策委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3、議案第39号「西海市結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第39号「西海市結核対策委員会委員の委嘱について」、本議案の提案理由ですが、令和7年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市結核対策委員会設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日とするものです。参考条文につきましては下段のほうに記載をしております。

裏面を見ていただいてよろしいでしょうか。ここに今年度の結核対策委員の名簿の案を掲載をしております。新たに委員となるのが、3番、6番、8番及び9番となっております。また、全ての方が任期が1年更新という形になっております。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま議案第39号の説明がありましたが質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第39号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第39号「西海市結核対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第40号「西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」

○教育長

日程第4、議案第40号「西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

議案第40号「西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、委員の任期途中の交代により欠員が生じたため、西海市通学路安全推進会議設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの残任期間とするものです。参考条文につきましては、下段のほうに記載をしております。

裏面2ページをご覧ください。よろしいでしょうか。今回交代となるのが1番、そして6番の委員になります。1番、6番の委員につきましては、令和7年からの委嘱期間という形になります。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第40号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第40号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第40号「西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第5】議案第41号「西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第5、議案第41号「西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会

委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長
教育次長。

○教育次長

議案第41号「西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」、本議案の提案理由ですが、令和7年6月30日で委員の任期が満了となるので、西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお任期につきましては、令和7年7月1日から令和9年6月30日とするものです。参考条文につきましては1ページ下段から2ページのほうに掲載をしております。

次に3ページ、運営委員会委員名簿案を掲載をしております。今回変更となるのは、4番、6番と7番、9番、そして11番の委員が変更となっております。また、全ての委員が任期が2年間という形になっております。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第41号の説明がありました但し質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第41号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第41号「西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第6】議案第42号「西海市立図書館協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第6、議案第42号「西海市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長
教育次長。

○教育次長

議案第42号「西海市立図書館協議会委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年5月31日で委員の任期が満了となったので、西海市立図書館の

設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお任期につきましては、令和7年6月1日から令和9年5月31日までとするものです。参考条文につきましては、図書館法、そして条例の抜粋を掲載しております。

裏面2ページをご覧になっていただいでよろしいでしょうか。今回新たに委員となるのが1番、2番、そして6番から9番になります。なお、全ての委員が、2年間の任期という形になります。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第42号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第42号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第42号「西海市立図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第7】議案第43号「西海市社会教育委員の委嘱について」

○教育長

日程第7、議案第43号「西海市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

議案第43号「西海市社会教育委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年5月31日で委員の任期が満了となったので、西海市社会教育委員条例第2条から第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお任期につきましては、令和7年6月1日から令和9年5月31日までとするものです。参考条文につきましては、1ページ下段から2ページに掲載をしております。

3ページが社会教育委員名簿の案になります。今回新たにお願いする委員ですが、4番、7番、8番、13番そして15番という形になります。全ての委員の任期が2年間という形で更新をしております。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第43号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、矢吹

委員どうぞ。

○矢吹委員

お尋ねですけれども、15番の方は公募ということですから、差し支えなければ何をされている方が教えていただければと思います。

○教育長

はい、社会教育課長。

○社会教育課長

はい。この15番の日坂様でございますが、マル文字ですね、丸い書体を書かれる先生でありまして、通常こういった書道といえますか、字をいろいろな形で教えていただいております、社会教育のほうの団体といえますか、公民館等々でも実際していただいている方でございます、積極的にいろんな関わりを持たれていらっしゃる方ということでお聞きしておりますので、そういう方が一応この日坂様ということでございます。

○教育長

よろしいでしょうか。はい。ほかにございませぬか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

委員が、旧は15人いらっしゃったようですが、今度新は、2番と9番が欠員になってるということで、減ったという解釈でよろしいでしょうか。

○教育長

社会教育課長。

○社会教育課長

はい、谷口委員のおっしゃるとおりでございます。2番、9番の旧委員の方につきましては2番、子ども会育成連絡協議会のほうも、長年勤めていただいておりますけれども、引き続きできないと、協議会からもちょっと今回は厳しいということでのお話でございました。

それと、9番の西海安全パトロール隊につきましても同様でございます、このパトロール隊からもなかなかちょっと出すことができないというところで、本人さんからの強いご希望もございました。おふたりとも本人の希望でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにございませぬか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第43号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第43号「西海市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第8】議案第44号「西海市スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第8、議案第44号「西海市スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

はい。議案第44号「西海市スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案につきましては、後ほどご報告いたします報告第3号の関連もございます。ときわ台小学校区のスクールバスの事故に関連したところになります。本議案の提案理由ですが、シートベルトの着用は法令により義務化されているため、当然に履行すべきものとの認識のもと、スクールバスの利用者に対して特段の通知を行ってきておりませんでした。近頃シートベルト未着用の児童生徒が存在することが判明したため、保護者を含む利用者へシートベルト着用の徹底をお願いするとともに、スクールバスの運転手、また児童生徒の在籍する学校への注意喚起も含めて、所要の改正を行うものです。

まず5ページ、施行規則改正のポイントとしてまとめておりますので、こちらをご覧ください。まず、ポイント1として、今回の改正の主な目的になります。今回の改正における主な理由は、スクールバス利用者である児童生徒の安全を確保するため、利用許可に当たって示す遵守事項にシートベルトの着用を明記し、改めてシートベルトの着用徹底を呼びかけるという内容になっております。

ポイント2として、シートベルト着用に対する指導の現状としてまとめております。シートベルトを着用させることについては、道路交通法に定められた運転者の義務であり、着用しない者を乗車させて運転することはできないとされております。全席でのシートベルト着用は、法令として当たり前前に遵守すべきものと認識しております。実際その明記がなかったこれまでにおいても、運転手による声かけ、上

級生による指導、また保護者による家庭での安全教育といった、様々な場面やルートでシートベルト着用の徹底を呼びかけていたと認識しておりますが、先に発生したスクールバス事故においては、残念なことにシートベルト未着用の児童がいたことが確認をされております。

本件改正につきましては、公布の日から施行する予定にしております。また、本改正に伴いまして、公布以降に手続きをされたものは順次、新たな許可書を交付する予定で考えております。具体的な改正の部分ですけれども、4ページ新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。児童生徒の保護者から、スクールバスの利用許可申請書というのがまず提出されます。その内容を審査して、スクールバス利用許可書を交付します。利用許可書の遵守事項ですね、ここに右のほうは旧になりますが、シートベルト云々というのはですね、全然記載がなかったところです。先ほど来から説明をしておりますように、要はシートベルト着用徹底をさせるということで、遵守事項の1番最初にですね、(1)として乗車したらすぐにシートベルトをすること。これを守っていただくということで、許可証に明記をするような形で考えております。改正点については、そこの一部、それのみという形になりますが、この改正を契機にですね、保護者、そして実際利用する児童生徒に改めてシートベルトの徹底を遵守するような取組をですね、進めていきたいと思っております。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま議案第44号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい。北島委員どうぞ。

○北島委員

はい、北島です。関連なんですけれども、一般の路線バスを利用している子どもたちも、中学生もおられると思います。度々私も小学校に通う子どもたちがバスに乗り込む様子を拝見する、後ろから特に拝見することがあるんですけども、結構な人数がどどどどどと入って行って、青になったらしゃっと行く。だから多分座るまでは待ってるんだらうけど、シートベルトの確認とか路線バスにそもそもシートベルトって全部あるのかどうかもわかんないですけども、そういったところの状況把握、もちろんその運行事業者の責任とか、監督、管理はあると思うんですけどその辺のところってどういう規定になってるんでしょうか。教えていただければと思います。

○教育長

はい。教育総務課長。

○教育総務課長

北島委員が言われますように、路線バスにシートベルトがあるのかないのかというところなんですけども、たぶん路線バスについては、シートベルトの着用義務というところまではなっていないんじゃないかなと認識しております。

ただ、今回のスクールバスについては、あくまでも自家用車の取扱いなもので、道路交通法で定める、運転手がシートベルトをちゃんと確認した、同乗者のですね、確認した上で出発するというようになっておりますので、これについては、先ほど提案理由でもありましたように、その都度いろいろ指導をしていただいているという状況はありますけども、路線バスについてもですね、学校を通じて、そういった安全対策、安全な乗り方降り方について指導されてると思いますので、これについてはですね、またその都度機会があるたびにですね、指導していけたらなと考えているところです。以上です。

○教育長

はい、北島委員。

○北島委員

はい、ありがとうございます。昨今ですね公共交通機関の運行事業者だから大丈夫っていう話は全くなくて、運転手の高齢化ですとか若年化、ということで運転スキル自体が非常に不安定になってきているという状況もあって、全国度々そういったバスのですね事故っていうのは多く散見されます。

また、追突事故、追突をされる事故、こういったこともありますので、よかったですよ、今の子どもたち、かなり路線バスで通学しておりますので、その辺りの事情を一度調査されたり、もちろんバス会社さんとの連携もそうでしょうけども、見てるともう本当にさっき言ったようにダーッと乗って行って、それがぼーっとも出るような感じなんです。ですのやはりそういったところの、保護者の皆さんとも連携しながらの指導とかいったようなことは、こういったこともありましたので、早期に確認されたらどうかと思ったところです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長

そういうことでお願ひしたいと思ひます。はい。矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

今回シートベルトの着用徹底ということで、明記されるということで、保護者のほうもまた子どもたちに声かけ等を今まで以上にされていくとは思ひんですけれども、ちょっと気になったのが、私も以前子どもが利用させていただきましたので、朝ですね、バスに乗るときに、必ず、私たち保護者がついてですね、付き添って子どもたちをバスに乗せていたんですけども、聞くところによると、もう子どもたちだけで保護者が付き添わずに、子どもたちだけで乗っていたという地区、ところ

もあるようですので、やっぱりですね、学校とか、運転士さんたちだけに安全をお願いするっていうだけじゃなくて、保護者もですね、協力して、やっぱりバスに乗るときには見守るっていうことが必要なんじゃないかなとしますので、そういうところをですね少しかう、保護者の方たちにも協力をしてもらって、学校と運転手さんと保護者でですね、子どもたちを見守るっていうことを徹底したらどうかなと思っております。

○教育長

はい。保護者が乗車するときに付き添ってるとかいう情報なんかは把握してますかね。どんな感じですかね。

○教育長

教育次長

○教育次長

はい。もう全体、全スクールバスの停留所をですね、把握してるというわけではないんですよ。で、特に朝の忙しい時間帯ですので、やはりその保護者の方もですね、お仕事に行かれたりとかいう形で、全てが全てその協力できるようなところというのなかなか難しいのかなとは思いますが、やはり今回の改正を契機にですね、やはり矢吹委員がおっしゃるような、保護者の協力というのですね、大変大切なところになりますので、そういったところの協力についてもお願いをするような形でさせていただきたいなと思っております。

○教育長

はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

朝は忙しいので、保護者の方たちも付き添うっていうのはなかなか難しいところもあるのかなっていうのも思うんですけども、欠席したりする、今日は乗れませんよとかいうですね、そういう連絡事項とかもですね、保護者がいないと運転手さんも困ると思うんですよ。そういうのはもう以前からちょっと少し気になっておりましたので、誰かできる方がひとりでもいて、今日は誰が乗りませんかとかですね、そういう報告と子どもたちに一言こう、シートベルトしてねっていうふうな声かけていうかですね。そういうのをすると、もう少しちょっと違うのかなあって思うってます。はい。以上です。

○教育長

貴重なご意見ありがとうございます。ほかにございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。はい。それでは、質疑なしと認めます。討論ありませんか。
(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第44号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第44号「西海市スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第9】議案第45号「西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第9、議案第45号「西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

議案第45号「西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市立小学校及び中学校児童生徒通学補助金交付要綱において、令和7年4月15日をもって、幸物行政区のさいかい交通路線バスが廃止されたことに伴い、他の公共交通空白地域から遠距離通学する児童生徒との均衡を図るため、当該要綱における所要の改正を行うものです。2ページが告示の案になります。

5ページを開いていただいでよろしいでしょうか。今回の交付要綱の改正のポイントをですね、まとめさせていただいております。まず、ポイント1として、今回の改正の主な内容になります。補助金交付要綱の児童・生徒通学において、令和7年4月15日をもって幸物行政区のさいかい交通路線バスが廃止されたことに伴い、徒歩通学となった大瀬戸小学校区、そして大瀬戸中学校区、いずれも幸物地区ですけれども、幸物集会所から学校まで、それぞれ10キロを超える通学距離となっております。西彼町の川山地区並びに西海町の寄船地区において、徒歩により通学する者との補助額の均衡を図るため、補助額の見直しを行うものです。

補助額の算定方法につきましては、ポイント2でまとめております。それぞれの地区の起点となる場所、川山集会所、寄船公民館、幸物集会所を定めまして、学校までの距離をまず測っております。その距離に応じた路線バスの定期代、これは大人料金の月額半額相当を補助額とするものです。また、端数調整についてこれま

では千円未満で切り捨てて算出をしておりましたが、より通学距離の差を反映させるため、端数処理を見直しております。具体的に言いますと大瀬戸小学校区と大瀬戸中学校区が、これまでの端数処理であれば、同じ金額になっていたところ、やはり、そこについては一定の差があるだろうということで、端数処理の見直しを行っております。

次、6ページ、裏面をご覧ください。今年度、令和7年度の対象者数をまとめております。ときわ台小学校区の川山地区が1名、西彼中学校区が同地区で1名、西海中学校区の寄船地区が2名、大瀬戸小学校区が3名という形になっております。追加の補助金の額等が出てくるんですけども、現行の予算、予算内での対応ができるという形で、補正予算については計上をいたしておりません。

ポイント5、施行期日ですけれども、この告示につきましては告示の日から施行いたします。改正後の補助金交付要綱の規定につきましては、本年4月1日以後に係る通学について適用するというように考えております。なお、従来から徒歩通学に係る補助金につきましては、それぞれの学期末に交付するという形になっておりますので、その点でも、特にその保護者への負担というのは出てこないのかなと考えているところです。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第45号の説明がありました質疑はありませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第45号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第45号「西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学費補助金補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第10】報告第3号「ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解することに係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第10、報告第3号「ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解することに係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長。

はい、教育次長。

○教育次長

はい。報告第3号「ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解することに係る臨時代理の承認について」です。本報告の提案理由ですが、議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について、別紙のとおり臨時代理により処理したので、これを報告し承認を求めるものです。

次の2ページを開いてください。具体的な臨時代理の内容になります。西海市長が専決処分予定のときわ台小学校区スクールバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、教育委員会の意見を求められたことに対し、臨時代理により、原案のとおり了承するという内容になっております。3ページ以降が、市長が専決処分をした内容になります。この内容につきましては、損害賠償の事案でもあり、また個人の、児童のお名前であったり保護者のお名前、住所、そして損害賠償額等ですね、実際入ってるような形になっております。ですので、本件の内容につきましては、十分取り扱い注意をお願いをしたいと思います。また今回専決処分いたしました6名いらっしゃるんですけども、もうひとつまだ合意に至っていない方もいらっしゃいます。その辺も含めてですね、取り扱い注意をお願いをしたいと思います。

専決処分の内容ですけれども、本年、7年2月28日午前7時30分頃、ときわ台小学校区のスクールバスの登校便ですね、これが事故を起こしたのになります。具体的な損害賠償金額の内訳ですけれども、基本的に救急診療所に移動する移送費、そして、診療所の要は病院の料金、病院代ですね。それと慰謝料相当分と形になっております。1番から3番と4番から6番、それでちょっと若干ちょっと金額は違いますが、それは実際の診療を具体的にどういった診療をしたのかっていうところの差ですね、金額が違っているような形になっております。事故に係る内容につきましては、以前の定例会の中でですね、報告をさせていただいておりますので、具体的な説明については省略をさせていただきたいと思っております。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

はい。ただいま報告第3号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。損害賠償額についてお尋ねなんですけども、今の説明のとおり、この1番3番と4番6番の状態が違ったということで、単純に言うとMRIとかCTをかけるかかけなかったかとかいったような診療内容で、それを判断するのは病院側でしょうから、そういった検査の項目の違いということで理解してよろしいですかね。

○教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

はい。今北島委員がおっしゃったとおり、本人の状態をお医者さんが見てですね、その状態によって診療をしたという、そこで項目が違ってこの金額にも差が出てるといのご理解で間違いないと思います。以上です。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。はい。武宮委員どうぞ。

○武宮委員

ひとつお尋ねします。先ほどシートベルト未着用のお話がありましたが、この乗車していた児童のうち、何名がシートベルト未着用だったのかっていうのが分かりますか。

○教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

7名乗車しておりまして、児童がですね、1名がシートベルトをしていなかったということで把握をしているところです。

○教育長

よろしいでしょうか。はい。ほかにございませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。もうひとつ方和解に至っていないということですが、児童のいわゆる受けた傷というか外傷は、ほかの1番から6番の児童との差っていうのは何かあるんですかね。受傷状況というのは。

○教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

はい。和解に至っていない方のところなんですけども、特にその方がほかの児童より症状が重たいとか、障害があるとか、そういった情報は出ておりません。以上です。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

単純比較で結構なんですけど、これ診療費と移送費っていうことなんですけども、診療費が変わってほかの方と変わってるっていうことは、何でしょうか診療費の立替えはされてると思うんでそこは分かると思うんですけど。

○教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

はい。診療費はほかの方と変わらないというところで、ただ診断書をその方は取っているということで、若干、ほかの方よりもその分は、はい。

○北島委員

高めだったんですか低めだったんですか。2万6,000円か4万7,000円まで。

○教育総務課長

今の質問なんですけども、もうちょっと内容を言いますと、治療費関係が3万6,000円ぐらい。看護料というのが2,100円。その他雑費が6,843円ということで、これが診断書が5,500円入っている。

○北島委員

だから、4万7,000円の方に近いと。

○教育総務課長

はい、そういうことです。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

おひとり合意できなかったっていう方の今後の対応というのは、どういうふうにされていかれるんでしょうか。

○教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

はい。その方の対応っていうのは特にうちのほうではしておらず、保険屋さんが今交渉をしているところです。場合によっては向こうさんも、弁護士を介してというところの情報は聞いております。以上です。

○教育長

はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

この事故について、この方が特段、例えば何かこう、こういうところを気をつけてほしいとか、何ていうんですかね、そういう意思表示されてるっていうことが何かあるんでしょうか。ここがこうあって欲しかったとかいう、何かそういうあれがあるんでしょうか。すいません、差し支えなければ。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

特に直接ですね、そういった言葉は聞いてないんですけども、ただ、和解に至ってないっていうところを見ますと、そういったところもしかしたら心情的にあるのかなっていうところは感じているところです。以上です。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

おひとり、最後のおひとり、和解されてない方の子どもさんの様子っていうのは今いかがなんでしょうか。変わられてないのか、それとも何かショックを受けたままなのか。

○教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

はい。その方も含めてほかの児童もですね、学校の先生方が様子を見る限り、特に現在は問題ないというか、普通に学校生活をされているということで聞いております。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。報告第3号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、報告第3号「ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解することに係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

【日程第11】報告第4号「令和7年度教育補正予算第2号に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第11、報告第4号「令和7年度教育補正予算第2号に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

はい。報告第4号「令和7年度教育費補正予算第2号に係る臨時代理の承認について」です。本報告の提案理由ですが、令和7年度教育費補正予算第2号について、別紙のとおり、臨時代理により処理したのでこれを報告し承認を求めるものです。2ページが臨時代理に係る処分書の内容になっております。具体的な補正予算の内容につきましては、3ページ以降になります。

まず教育総務費ですが、失礼しました。全体として、今年度第2号の補正予算ですけれども、当初予算が市長の選挙の前ということで、編成時期が前ということで骨格予算になっておりました。今回の補正予算第2号ですけれども、それを通称肉づけすると、政策的な予算を計上するという形の補正予算になっております。

それでは具体的な補正予算の内容ですが、まず10款教育費の1項教育総務費ですが、全体で1,146万1,000円の増額補正になっております。主なものは、市内高等学校魅力向上支援事業分ということで、1,000飛んで14万の増額補正になっております。小学校費につきましては、3億8,200飛んで5万8,000円の増額補正になっております。主なものは大瀬戸小学校施設等整備事業になります。

次に、中学校費45万4,000円の増額補正になっております。中身につきましては、中学校部活動補助金、これは拠点校部活動に係る補助金の上乗せ分になります。あわせてエンジョイイングリッシュイン西海事業についても追加をしております。社会教育費は、合計で5,676万6,000円の増額補正になっております。主なもので言いますと西海公民館改修事業であったり、社会教育施設長寿命化計画策定事業であっ

たり、そういったもろもろのハード事業が、大きいところにはなるんですが、子ども体験活動事業費補助金331万、あるいは文化大会等参加補助金、自治公民館モデル事業補助金、自治公民館活動支援補助事業というソフト事業の追加をさせていただいております。

次、4ページをお開きください。保健体育費の補正ですが、合計で1億2,541万9,000円の増加という形になります。これにつきましてもハード事業が主なものになりますが、それ以外にも、スポーツ大会出場補助金、子ども体験活動事業費補助金、青少年スポーツ振興補助金等、要はソフト事業のですね、補助金も追加をしております。教育費全体で申し上げますと、5億7,615万8,000円の増額補正という形になります。

次に、5ページ、繰越明許費ですけれども、先ほど説明した大瀬戸小学校の施設等整備事業、大規模改修事業に係る部分なんですが、来年の3月までに事業が終わらない予定になっております。現段階での予定で、来年の8月まで事業が継続される予定になっております。ですので、今年度予算を来年度に繰り越すような繰越明許費もですね、設定をさせていただいているところです。

続きまして、6ページから7ページにかけて、各課の新規事業と普通建設事業一覧ということでまとめております。これにつきましては各課長のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○教育長

教育総務課からいいですか。はい、教育総務課長。

○教育総務課長

はい。6ページをお願いします。6ページの1番上ですね10款、2項、3目、大瀬戸小学校施設等整備事業、3億8,189万8,000円ですけども、これにつきましては、大瀬戸小学校の老朽化、建築後50年以上経つわけですけども、外壁とか、屋上防水等ですね経年劣化の部分の補修を大規模にやるというところで予定をしております。先ほど次長からありましたとおり、今年度では完成しませんので、繰越明許の設定をさせていただいて、実際、着工ですね、着手できるのが11月から、順次入札等順調にいけばですね、11月から着工できないかなという予定でいるところです。教育総務課は、以上です。

○教育長

はい。学校教育課長。

○学校教育課長

はい。失礼します。学校教育課、大島学校給食共同調理場を解体事業ですが、こちらについては事業概要に書いておりますが、大島学校給食共同調理場は借地に建設をされており、令和10年3月31日までに建設されている建造物を全て解体し、更

地にして返却する契約となっています。そのため先行して解体事業を実施することで借地料の経費削減を図るということとしております。そちらに書いておりますが、令和6年度中に設計委託は済んでおりまして、今年度、監理委託、解体工事ということで予算を計上させていただきました。以上です。

○教育長

はい、続いて社会教育課長。

○社会教育課長

はい、社会教育課の分でございます。まず、番号3番でございますけれども、西海公民館の改修事業です。こちらにつきましては、受変電設備につきまして、PCBの使用が判明しておりますことから、法的に令和8年度末までに適切な処理を行うというような規定がございますので、令和7年度に実施をするという事業でございます。

続きまして4番目でございます。社会教育施設長寿命化計画策定事業です。こちらにつきましては、社会教育施設、公民館図書館等々ございますが、経年劣化がかなり進んでおります。この本計画をもとに、今後のですね、改修でありますとか修繕につきまして、検討を行うということで、今回の策定事業を計画しておるところでございます。全体で33施設をやるようにしております。

続きまして5番目でございます。大島文化ホールの改修事業でございます。こちらにつきましても、経年劣化が進んでおりまして、特に空調設備につきまして故障が頻発してるところから、今年度、来年度の2か年計画で、今年度は設計委託をさせていただくということでの事業でございます。

続きまして6番目でございます。崎戸炭鉱記念公園の防災防護柵改修事業です。こちらにつきましても経年劣化に伴いまして、この公園内の転落防護柵がもう既に擬木のところでございますけれども、爆裂しておりまして、非常に危険な状態であるというところで施設利用者の安全を確保するために、本改修事業を行うということでございます。

続きまして7番でございます。キュービクル更新事業ということで、先ほど西海公民館のほうでもお話しをさせていただきましたけれども、PCBの処分期限というのが、令和8年度末ということになっております。今回この分につきましては、文化施設、社会体育施設を含めまして、こちらのほうも調査、更新を行うという事業になっております。

続きまして8番でございます。社会体育施設のトイレ洋式化事業です。こちらにつきましては、大瀬戸総合運動公園内の体育館のトイレにつきまして洋式化を行うという事業でございます。今年度につきましては、監理委託と改修工事を実施する予定にしておりまして、洋式につきましては、今一つしかございませんけれども、全部で12基、設置する予定でございます。また逆に和式につきましては、17基あった分につきまして、6基ということで減少というところでございます。

続きまして9番目でございます。大型気化式冷風機導入事業ということになります。こちらにつきましては、社会体育施設の利用者の健康維持等々も含めまして、この暑さ対策というところもございまして、今年度につきましては、大瀬戸総合体育館のほうにリースで大型の冷風機を導入して、検証を行うということで、6台のうち、2種類3種類ぐらいの種類の冷風機を導入しまして、今年度検証を行って、来年度、購入を順次していくような状況でございます。

続きまして最後でございます。大瀬戸雪浦運動場の暗渠の改修事業でございます。こちらにつきましては、雪浦運動場の駐車場になりますけれども、暗渠の下部分でございしますが、コンクリート部分が塩害及び老朽化によりまして、これもまた爆裂しているような状況でございまして、下がちょうど川が流れておりますけれども、そちらのほうで確認をしたところ、やはり非常に危険な状況であるということで、今年度調査設計委託、来年度改修事業を行うという予定にしております。ちなみにその駐車場につきましては、本年の埼玉県での陥没事故等々もあっておりますので、駐車場につきましては、今、進入禁止の措置をとらせていただいているところでございます。社会教育課のほうから以上でございます。

○教育長

説明は以上でいいですかね。はい、報告第4号について、今年度第2号の補正予算は（当初予算が）骨格予算ということで、肉づけ予算ということで、5億7,000万を超える非常に大型の補正になっているという説明でございましたけども、何か質疑はございますか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

全体の中で非常に大きい高等学校の魅力向上支援事業1,000万ですね、昨年度もやられてると思いますし、また、政策企画課ですかね、そちらのほうも魅力プロジェクトをされておりますけども、そういったところも含めて、高等学校への支援ということを今年度はどのような内容かというところをですね、教えていただきたいと思います。もう1点あったんですけど、とりあえず先にそっちのほうを。

○教育長

高等高等学校の支援について。はい、教育総務課長。

○教育総務課長

はい。高等学校の支援についてはですね、引き続き市内高等学校魅力向上支援事業ということで、今年度も1,000飛んで14万円の補正予算をさせていただきました。

ご存じのとおり市内3高校に対しましてですね、それぞれの特色ある学校づくりを目指してもらおうと。その取組を市として支援をする。補助金を交付するというような建て付けにしております。例えばその学校のPR動画の制作とか、あとはもう独自の調査研究そういったところの支援、あとは、生徒たちがですね、職業選択の

幅を広げるための各種資格の取得の補助をすると。あとこの予算の中で1番割合を占めるのはですね、入学時の用品購入のときにかかなり負担がありますもんで、その辺の負担軽減ということで、1人当たり5万円の支給をします。この入学時の支援だけでですね、一応予算ベースなんですけども、730万の予算、この1,044万のうちの730万の予算ということではしております。簡単ですけども魅力向上事業、今のとおりです。

○教育長

よろしいですか。はい北島委員どうぞ。

○北島委員

昨年度との金額比較は。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

昨年度からですね、およそ160万円の減額ということになっております。これはあくまでも実績調整ということで、はい。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

会が始まる前にも少し体育館の空調の話は出ておりましたけども、今回社会教育課のほうでですね、大型気化冷風機を導入されるということです。民間事業者は、ご存じのとおり熱中症対策が義務化されまして、罰則にもなるということで、この社会教育にしても学校教育にしてもそうなんですけども、そういった何か新たな熱中症対策の縛りとか法令とか、そういったのは、何かあったんでしょうか。民間と連動するような。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。お答えいたします。実際文部科学省からですね、そういった規制であったり、そういったところの通知というのはまだ来てないところではあるんですが、ただ、やはり文科省の考え方としてですね、先ほど会の前に佐世保市の計画についてのお話があったとおり、やはり義務教育の体育施設については、ほかの校舎の

改修であったりとかですね、そういったハード事業のいろんなメニューがあるんですけども、文科省の考え方としてはもう、要は熱中症対策、要は体育館への空調設備に、もうほぼほぼ重点的に補助金をつけるような形で考えられてるようです。

国の目標として、やはり最終年度には80%90%ぐらいそういった空調設備をつけるっていうことで、重点的にですね交付金の配当がそこになされております。逆に言いますと、例えば今回補正予算で計上しております大瀬戸小学校の改修事業ですね、これについては、実際その補助金を活用した形で当初計画をしておりました。やはりその3億うん千万という大きな金額ですので、ただ、結局希望をしてもですね、そういったところで要は採択にならないと。そういう理由づけとしては先ほど言った説明のような形でですね、やはり国のほうでもそういったところで考えられてるようなところにはなっているところですよ。

○教育長

ほかにございませつか。谷口委員どうぞ。

○谷口委員

今回のこの予算に対して、直接的なことではないんですけど、送っていただいた議会の答弁の内容から見て、以前から、昨年度から出た防災給食センターの進捗がどうなのかなと。ちょっとこう、答弁書を拝見をしながら思ったところで、場所が変わるかもしれないとかっていうような、そういうふうなあれもあったようでした。お伺いできる範囲で構いませんけど、予算に関わることで。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。答弁書の中でもですね、今回そのお2人の市議会議員さんのほうから防災食育施設整備事業についての質問の通告がっております。答弁書の中でもですね、ご覧なつて分かると思うんですが、また翌日でしたか長崎新聞の報道の中にもですね、出てきてるように、やはり一つが現在の候補地、西海スポーツガーデンのテニスコートについては、やはり冬場ですね、要は積雪の可能性があるということで、そういった積雪してるときに、要は防災の拠点となるような施設の運用ができるのか、具体的にですね、そういったところがございます。

また、実際今回の候補地についてはテニスコートを廃止をしてそこに建てるっていう計画で実際動いてますので、そういった行政財産を廃止をしていいのかというそもそものところですね、そういったところもございます。

また西海町内に限つたわけではないんですが、やはり遊休施設要は市の施設で使っていない施設であったりとかですね、あるいはその逆に市の施設でも解体予定のところがあったりとか、そういった遊休施設の利活用という部分でですね、やはり

もう少し慎重に検討しなければいけないだろうというところがございます。

そういったところで、一旦、今の計画については立ち止まってから、現在の候補地も含めて再度検討をするという形になっているところです。一応現段階の計画ですけれども、令和9年度の2学期から供用開始をする予定にしていたんですが、防衛局との調整もいたしまして、3年あとですね、令和11年、失礼しました。令和12年の2学期から供用開始をするということで、今の現段階のスケジュールとしてはそういったところになります。

いずれにしろ候補地の再検討についてはですね、あまり期間がないような形にはなりませんので、事務局としてはですね、これまで検討した過程を踏まえて、新たな候補地ができるのか、もしくはその今の候補地でいくのか、そういったところの判断をしなければいけないと考えているところです。詳細についてはですね、まだ今検討段階お答えするのはちょっと難しいかなというところなんですけど、現状としてはそういった状況になっております。

○教育長

よろしいでしょうか。武宮委員どうぞ。

○武宮委員

お尋ねしたいんですが、今回、市長さんが新たになられたということで、その方針に沿って肉付けがされたと思うんですが、主にソフト面でですね、昨年度と比較して、ここに力を入れてやっていきたいとか、予算を多めに使いたいという、こういったことが上がったのかっていうことを簡単に教えていただければと思います。はい。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

新たな瀬川市長の教育に関するような考え方を具体化したのか、というところかなと思うんですけども、まだまだそういった部分ではですね、今回これについてはもう瀬川市長が力を入れてますっていうところまではですね、ご報告できないような形になっております。

予算編成過程において、一旦全体的なその年間の予算を立てています。そのあと政策的な予算だけ抜いた形で当初予算に計上したという形になります。そういったところもありますので、具体的に瀬川市長がこれで教育に関してはこれを重点的に行っているのはですね、現予算ではまだまだなのかなと思っております。

実を言いますと、来月の定例教育委員会の後にですね、総合教育会議を開催をする予定でおります。1回目2回目、今年度はですねまず、大枠となる教育大綱を検討していただくような形になるんですが、その中でもですね、やはり市長が考えら

れる西海市の教育施策について、ご意見を皆様からいただいて、それを具体化したものを来年度の当初予算に反映させていただきたいと考えているところです。

○教育長

よろしいでしょうか。はい、ほかございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。報告第4号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、報告第4号「令和7年度教育費補正予算第2号に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

○教育長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。その他について事務局から諸報告をお願いします。

6. その他

各課諸報告(資料により報告)

○教育長

ただいま各課から報告がありましたけども、委員の皆様方から何かございますか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

お疲れさまです。学校教育課のほうにお尋ねです。確認ですが、8月、夏休みになりますと、例年先生方の働き方改革の一環でもあって、学校閉庁日が設定されるかと思えます。先ほど、8月9日土曜日が登校日になるということでありましたので、その翌日の10日日曜日から、16、17までになるんですかね。

○教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。閉庁日は8月の10日、日曜日から8月16日土曜日までということで、それを一応基本としてお知らせをして、それぞれ学校の実態に応じてですね、1日延ばしたりとかっていう学校もあるというふうにしています。

○谷口委員

すいません先ほど8月9日の給食には、西海町と大島の2町ということで。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

はい。9月以降はですね、西海調理場で西海地区の給食と大崎地区の給食を提供することになるものですから、今回8月9日でお試しするところは、大崎小学校、大崎中学校と西海町内の4校が対象となります。

○教育長

よろしいでしょうか。北島委員どうぞ。

○北島委員

2点あるんですけども、それぞれにお聞きしたいと思いますが、まずどうしてもこの夏休みってというのは水の事故がですね、本当に痛ましいなあとこの期間で度々思うことも多いです。そういった中で、先ほど社会教育課のほうでは水泳教室とかありましたけども、例えばそういった、やはり学校教育の中でもそうですけども、生活の中での水っていうところも常にやっぱりあったり、こういった夏休みのときに家族で海に行くとかいうようなところもあって、一定のやはり水泳能力っていうところですね、そういった事故という観点から、ご覧になってらっしゃる部分もあると思うんですが、例えば着衣水泳の教室の実施とか、そういったその水の事故防止に対して何らか、対策検討されてらっしゃるような内容があれば教えていただければなと思ったところです。

○教育長

社会教育課長。

○社会教育課長

はい。ありがとうございます。北島委員ご指摘の着衣水泳でございますが、この件につきましては、各学校のほうからもですね、こういう安全面も含めて打診があつてのは事実でございます。しかしながらプールのほうですね、プールのほうでの管理上、他の市町についてちょっと確認をとらせていただいたんですが、着衣の救命救急とかそういうところの部分をやってらっしゃらないというところもありました。しかしながら今委員ご指摘のとおり、安全面も含めてですね、着衣水泳であったり着衣の救急であるとかっていうのは非常に大事であるというふうには認識しておりますので、この分につきましては今回、県内の各体育の関係課長会がございまして、ここで一度ちょっとお話を聞かせていただこうかなというふうには思っ

ているところでございます。以上でございます。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

はい。ありがとうございます。学校で水泳指導を今ちょうど真っ盛りといいますか、しているところなんですけども、着衣水泳については、それぞれ1学期の後半になってカリキュラムがもうちょうど終了時点ぐらいになると。学校によってはですね、実際着衣して泳ぐ練習をしてみたりとか、ペットボトルを水に投げ込んで、それを抱きかかえて浮かんでみるとか、そういった取組をしている学校もあります。ただですね学校にいなくて、例えば大瀬戸町内のように、公共のプールを利用する場合はなかなかそういったことができませんので、そういったところは例えば授業の中でイメージとして話しをしたりとか、そういった学習がですねなされてるっていうことで把握をしております。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。本当に聞くたびに、気持ちが悪いですね本当痛ましいことになるものですから、そういったところもぜひ、社会教育、学校教育の中でですね、意識していただければと思います。もうひとつすいません、これは給食センターのことでですね、議案と関係なしで、一般質問に対する答弁、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、現在の建設予定地の再検討を行うという答弁をされたというところです。これについては、検討会の検討状況についてですね、我々この教育委員会の場でもご説明をいただいて、それこそ先ほど説明のとおりテニスコートの部分に建設予定ですよっていう話をお聞きしてるんですけども、この6月20日の段階では、もう一旦立ち止まりますと、建設候補地の再検討もしますということですが、それってそのプロセスは、時期的な面も含めていつどこで決まって、教育委員会も当然、関わっているわけなんですけど、4月5月の教育委員会では、特に報告はなかったんですけど、そのプロセスをちょっと、経過を教えてくださいなかなと思ってですね。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

最終的にですね、一旦今の事業を立ち止まる、再検討するっていう形の決定がなされたのはですね。これ前杉澤市長と現瀬川市長の事務引継の中で最終的に引き継

がれた内容になっております。これにつきましては、本来防衛省の補助を活用した形で、まちづくり構想というのをですね、構想をまず立てております。それを受けて、基本計画・実施計画ということで3年間かけて進めて、最終的に外部委員会にも諮り、その答申を得た内容が実際の今の計画になっております。ですので、やはりあくまで外部委員会に諮っておりますので、市といたしましてはですね、一旦立ち止まって検討をするという形にはなってるんですが、その経過も含めてですね、改めてその外部委員会を、またお集まりいただいてですね、その中でも経過も含めて説明をしなければいけないと考えているところです。ただ外部委員の人選であったり、あるいはその会議開催に係る経費であったり、そういったところがですね、まだまだ措置がされておられません。これについては、本年9月議会の折に、補正予算として計上ができないかと考えております。実際その外部委員会を立ち上げまして1年半ぐらいですね、最終的にまた、事務局のほうから改めてその候補地についてのご提案をして、その中でいろんなご意見をいただきながら、最終的に今の実施計画の見直しという形でですね、答申をもらいたいと考えているところです。まだまだ現段階での予定ですので、これが最終的に9月に計上できるのかどうかというところはですね、実際いろんな事前の調整をしなければいけない部分もありますので明確にはお答えできないんですが、現段階としてはそういった予定でいるところです。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

すいません。予定の件については了解しました。お聞きしたかったのが、答申ですよね。これが一旦立ち止まるという、白紙になったのかどうか分かりませんが、その経過をお聞きしたかったんですけども。今後についてですよ、たぶん市長が諮問したんですよ、外部委員会、検討会にはですね。ですので、教育委員会としてどう、そのどこまでコミットしてんのかっていうところはあるにしても、あくまでやっぱり答申結果を聞いてるわけなんで、5月1日の引継でそれがちょっと待ってっていうことになれば、できればその辺の情報は教えといていただきましたかったなあというところで、5月の教育委員会前の話であればですね、もちろんやはり市民の皆さんが、それこそ市議会でもこうやって質問が出るようにやっぱり興味持っておられるわけですよ。いつもやはり事故がありましたって電話いただいたりとかするじゃないですか。逆に言えばそのレベルのことかなって僕は思うんですね。この答弁を聞くとですね。教育委員してて知らないのということになっちゃいますんで、その辺は今後ご配慮いただければありがたいなと思ったところです。はい、

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

市の大型事業の中ですね、その一つがこの防災食育施設整備事業ということで、もちろん教育委員の皆様もですね、大変これについてはこれまでもいろんなご意見をいただきながら、あるいはその関心が高い内容なのかなというところで、ただいま北島委員からご発言いただいた内容についてはですね、今後、十分注意をしながら進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○教育長

ほかにございませんか。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

1点だけ学校教育課のほうにお伝えしておきたいと思って、今回の報告で出てないんですが放課後オンライン学習に関して、6月にお試しで授業されて、そこから利用者が増えたんじゃないかと想定してるんですが、実際の利用の時間帯について、夕方の5時からと、二部制で2回目が5時40分か50分かだったかと思うんですが、突如ですね、学童のほうに保護者さんから連絡があって、その時間帯はほとんど子どもたちが学童にいる状況の中で、利用できないか、学童でさせてほしいというような要望をいただいて、すぐ検討して対応したんですが、おそらくほとんどの学童がそういうふうにご利用の対応を迫られている状況じゃないかと、まだ把握はしてないんですけど。そこは明日ちょっと市の連絡協議会があるので、そこでちょっと調査したいと思うんですが、そういった状況が生まれておまして、私としては積極的に活用をさせたいと思っているので、その時間帯がもうそのままいけば、全学童にもですね、呼びかけてそういった子どもたちがそれを受講できるような体制が取ればいいなと思いますし、何かその辺のことがちょっと引っかかってきたので一応お伝えしておこうと思って報告させていただきます。はい。以上です。

○教育長

実施の時間帯ですかね。学校教育課長。

○学校教育課長

はい。ありがとうございます。実施の時間帯がですね、今年度、どうしてもその民間の学習塾の内畑先生の勤務時間との調整があってですね、なかなかそこが、例えば後ろのほうにずらすとかっていうのが難しかったものですね、契約上も今の時間帯で何とかお願いできないかということ、小学校の算数と中学校の数学と英語ということ、1人で見てもらってる状況であります。以上です。

○教育長

よろしいでしょうか、ほかございませんか。はい、それではないようですので、
以上で本日の定例委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後 3 時 10 分閉会)

次回の定例教育委員会：7月25日（金）午後1時30分から

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
